

富士見市議会議員補欠選挙

富士見市議会議員に欠員が生じたため、既にお知らせしている富士見市長選挙の執行に加えて、公職選挙法の規定により富士見市議会議員補欠選挙を執行します。

投・開票日

令和6年

7月28日

※富士見市長選挙と同日執行です。

投票時間

午前7時～午後8時

開票時間

午後9時～

開票場所

市民総合体育館 ※参観人/100人 (先着順)

投票できる方

富士見市の選挙人名簿に登録されている方

・年齢 / 平成18年7月29日までに生まれた方

・住所 / 令和6年4月20日までに富士見市に転入の届け出をし、引き続き住所を有する方

※投票日までに市外へ転出した方は投票できません。

※7月1日以降に市内で転居をした方は、前住所の投票所で投票してください。

投票所入場券

投票所入場券は「圧着封筒」で郵送します。同一世帯4人までまとめて印刷されますので、各自切り離して投票所の受付に提示してください。

なお、お手元がない場合でも、選挙人名簿に登録されている方は、本人確認のうえ、投票することができます。

新しいデザインの投票済証を作成しました！ご希望の方は投票所の係員に申し出てください。

※投票所によりデザインは異なります。

投票の順序及び方法

投票所（期日前投票所）における投票の順序は、①富士見市長選挙、②富士見市議会議員補欠選挙の順です。

投票用紙の所定欄に、候補者の氏名をはっきりと書いてください。

候補者でない人の氏名を書いたものや、どの候補者の氏名を書いたものかわからないものなどは、無効投票の原因となりますのでご注意ください。

選挙公報

立候補者の選挙公報は、ポスティング（ご自宅のポストに直接戸別配布）により、投票日の前日までに配布します。

なお、市ホームページのリンクからもご覧いただけるほか、市役所出張所、公民館等にも備え置きますのでご利用ください。

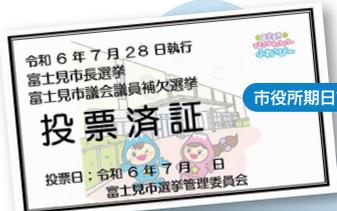
家族で投票に行こう！

期日前投票所（市役所のみ）において、有権者と一緒に投票所に来た18歳未満の方を対象に、ふわっぴーのイラスト選挙を実施します。

投票した方には記念品（数量限定）を呈呈しますので、ぜひご家族揃って投票に来てください。

親子で投票に行こう！

※この標語は、埼玉県立富士見高校書道部に書いていただきました。



市役所期日前投票所



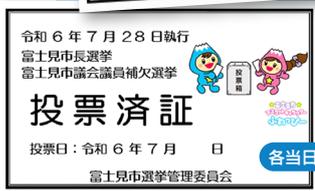
みずほ台コミュニティセンター 期日前投票所



ピアザ☆ふじみ 期日前投票所



鶴瀬西交流センター 期日前投票所



各当日投票所

投票日当日に投票所へ行けない方へ

仕事や旅行などの理由で、投票日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票または不在者投票をご利用ください。

期日前投票

期日前投票所	受付期間	受付時間
市役所2階会議室	7月22日(月) から 7月27日(土) まで	午前8時30分から 午後8時まで
みずほ台コミュニティセンター 2階集会室	7月22日(月) から 7月23日(火) まで	午前9時から 午後8時まで
ピアザ☆ふじみ 2階多目的ホール	7月24日(水) から 7月25日(木) まで	
鶴瀬西交流センター 1階集会室	7月26日(金) から 7月27日(土) まで	

※富士見市長選挙の期日前投票期間と同じです。

※郵送される投票所入場券裏面に「期日前投票宣誓書(兼請求書)」が印刷されていますので、事前に必要事項を記入しお持ちください。

不在者投票

・滞在先でする不在者投票
富士見市外に滞在中の方は、事前に投票用紙を請求することで、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

・指定病院などとする不在者投票
指定された病院や老人ホームなどに入院、入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。

市内指定施設

- さくら記念病院
- イムス富士見総合病院
- 志木シルバーハイツ
- 特別養護老人ホームふじみ苑
- 特別養護老人ホームふじみ苑(ユニット型)
- 特別養護老人ホームむさしの
- 介護老人保健施設葵の園・富士見
- 特別養護老人ホームこぶしの里
- 特別養護老人ホームはるな苑
- 介護付有料老人ホームベストライフふじみ野
- 住宅型・介護付有料老人ホーム羽沢ナーシングホーム
- ふじさくら有料老人ホーム

滞在先でする

不在者投票は、

オンライン請求が

できます！

詳しくはこちら↓



郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方や介護が必要な方など、一定の要件を満たす方は、自宅などにおいて不在者投票ができます。

事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、詳しくは、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理投票・点字投票

身体が不自由な方など、自分で字を書くことが難しい場合は、投票所の係員が代筆します。

また、目の不自由な方のために、投票所には点字器と点字用投票用紙を用意していますので、係員に申し出てください。